

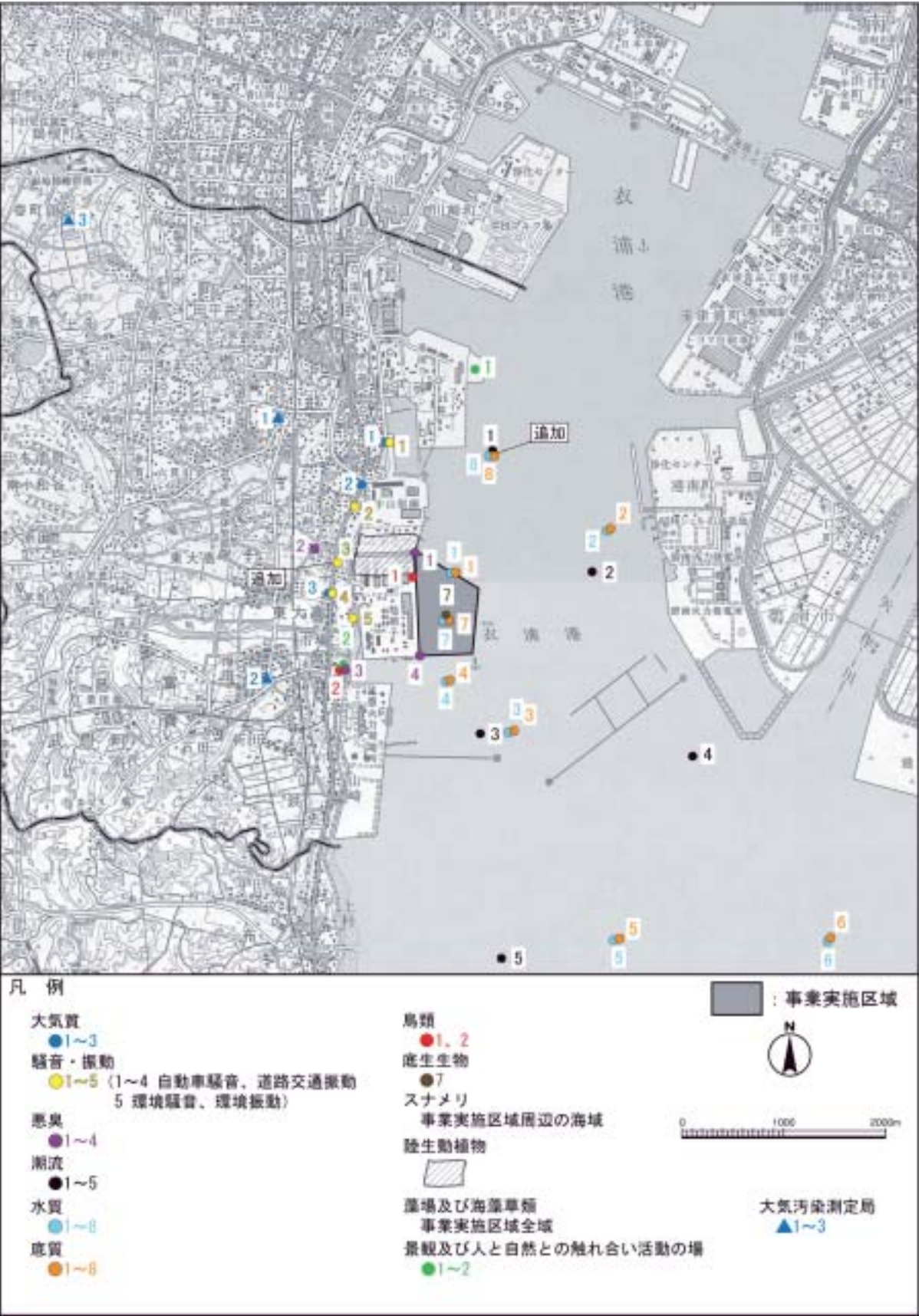
環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目は、本事業の特性及び地域特性（自然的、社会的状況）を考慮して環境要素の区分ごとに次のとおり選定しました。

環境影響の区分 環境要素の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					
	建設機械、作業船の稼働	工事用車両等の運行	護岸等の施工※	廃棄物最終処分場の存在	埋立・覆土用機械の稼働	浸出液処理施設の稼働	廃棄物運搬車両等の運行	廃棄物の存在・分解	浸出液処理水の排出
大気質	●	●			●		●		
騒音	●	●			●	●	●		
振動	●	●			●	●	●		
悪臭								●	
水質			●	●					●
底質									●
動物			●	●					●
植物			●	●					●
生態系			●	●					●
景観				●					
人と自然との 触れ合いの活動の場		●					●		
廃棄物等			●			●			
温室効果ガス等	●	●			●	●	●	●	

注) ●印は、本環境影響評価の項目として選定したものを示します。
※「護岸等の施工」には、管理施設や進入道路の工事を含みます。

現地調査位置



注) 1. 現地調査以外にも文献等により調査を行っています。
2. [追加] (騒音・振動の地点3、水質・底質の地点8)は、方法書に対する知事意見をを受けて追加したものです。

環境の現況

大気質

文献等調査結果

大気環境に関する文献等調査結果は次表のとおりです。
全測定局において、長期的評価では環境基準を達成しています。

大気環境調査結果(平成17年度)					
項目		地点	武豊町役場	富貴小学校	北山配水池
二酸化窒素 (ppm)	年平均値		▲1	▲2	▲3
	日平均値の 年間98%値				
二酸化硫黄 (ppm)	年平均値		—	0.006	0.002
	日平均値の 2%除外値		—	0.011	0.006
浮遊 粒子状物質 (mg/m ³)	年平均値		0.030	0.041	0.037
	日平均値の 2%除外値		0.069	0.082	0.077

注:—は観測していないことを示します。

現地調査結果

大気環境に関する現地調査結果は次表のとおりで、いずれの項目ともすべての地点で環境基準値を下回っています。

大気環境現地調査結果				
対象路線		臨港道路 武豊線	一般国道247号	
項目	地点	●1	●2	●3
二酸化窒素 (ppm)	期間平均値	0.021	0.026	0.018
	日平均値の最大値	0.036	0.040	0.032
二酸化硫黄 (ppm)	期間平均値	0.003	0.003	0.003
	日平均値の最大値	0.005	0.005	0.009
浮遊 粒子状物質 (mg/m ³)	期間平均値	0.037	0.038	0.034
	日平均値の最大値	0.061	0.058	0.051

環境保全に関する措置

工事中

- 搬入資材の大部分を占める護岸工事に係る資材は、海上輸送を基本とします。
- 工事箇所や工事が過度に集中しないよう工事工程管理を行います。
- 資材搬入計画の策定にあたっては、短期間に集中しないように留意するとともに施工業者に対して同様の措置を指導します。
- 陸上工事にあたっては、排出ガス対策型機械を使用します。
- 朝・夕の交通量増加時には、工事用車両等の台数を抑えるよう施工業者を指導します。
- 待機中の機関停止(アイドリングストップ)を行い、空ぶかしを行わないなど、不必要な排出ガスの発生を抑制するよう施工業者を指導します。
- 規制速度の遵守や急加速の禁止といった環境に配慮した走行をするよう施工業者を指導します。
- 散水車により、施工区域内の散水を適宜行います。
- 施工区域からの退出時に、工事用車両等のタイヤ洗浄を行います。
- 外周護岸の方塊ブロック(工場等製作)を大きくし、上部コンクリートを小さくすることにより、現場でのコンクリート打設量を削減します。
- 工事用車両等については、排出ガスの最新規制適合車を使用するよう施工業者を指導します。

環境保全に関する措置

供用時

- 廃棄物運搬車両等の武豊町内の運行経路は、原則として臨港道路とします。
- 埋立・覆土にあたっては、排出ガス対策型機械を使用します。
- 待機中の機関停止(アイドリングストップ)を行い、空ぶかしを行わないなど、不必要な排出ガスの発生を抑制します。
- 運搬業者に対して、待機中の機関停止(アイドリングストップ)や規制速度の遵守、急加速の禁止といった環境に配慮した走行を指導します。
- 散水車により、埋立処分場内の散水を適宜行うとともに、清掃を適宜行います。
- 埋立処分場からの退出時に、廃棄物運搬車両等のタイヤ洗浄を行います。
- 良質土等を用いて、埋立地表面を適宜覆います。
- 廃棄物運搬車両等については、排出ガスの最新規制適合車を使用するよう指導します。

予測及び評価

工事中

建設機械・作業船の稼働

二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の将来濃度は、すべての予測地点で、環境基準値を下回ります。
左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、大気質に係る環境影響が実行可能な範囲内で回避・低減されていると考えています。

建設機械・作業船の稼働による予測結果					
項目		地点	武豊町役場	富貴小学校	周囲の住居地域
二酸化窒素 (ppm)	将来濃度	寄与濃度	0.00033	0.00034	0.00120
		年平均値	0.01933	0.01934	0.02020
		年間98%値	0.04127	0.04128	0.04197
二酸化硫黄 (ppm)	将来濃度	寄与濃度	0.00015	0.00015	0.00049
		年平均値	0.00615	0.00615	0.00649
		2%除外値	0.01358	0.01358	0.01409
浮遊 粒子状物質 (mg/m ³)	将来濃度	寄与濃度	0.00011	0.00011	0.00041
		年平均値	0.04111	0.04111	0.04141
		2%除外値	0.08446	0.08446	0.08481

工事用車両等の運行

二酸化窒素及び二酸化硫黄の将来濃度は、すべての予測地点で、環境基準値を下回ります。浮遊粒子状物質の将来濃度は、すべての予測地点で環境基準値を上回ることとなりますが、将来濃度に対する工事用車両等の運行に伴う寄与濃度はわずかです。
左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、大気質に係る環境影響が実行可能な範囲内で回避・低減されていると考えています。

供用時

埋立・覆土用機械の稼働

二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の将来濃度は、すべての予測地点で、環境基準値を下回ります。
左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、大気質に係る環境影響が実行可能な範囲内で回避・低減されていると考えています。

廃棄物運搬車両等の運行

二酸化窒素及び二酸化硫黄の将来濃度は、すべての予測地点で環境基準値を下回ります。浮遊粒子状物質の将来濃度は、すべての予測地点で環境基準値を上回ることとなりますが、将来濃度に対する廃棄物運搬車両等の運行に伴う寄与濃度はわずかです。
左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、大気質に係る環境影響が実行可能な範囲内で回避・低減されていると考えています。



二酸化窒素(年平均値)の予測結果(建設機械・作業船の稼働)

工事用車両等の運行による予測結果					
項目		地点	●1	●2	●3(※)
二酸化窒素 (ppm)	将来濃度	寄与濃度	0.00007	0.00005	0.00004
		年平均値	0.02125	0.02164	0.02220
		年間98%値	0.04160	0.04210	0.04280
二酸化硫黄 (ppm)	将来濃度	寄与濃度	0.00001	<0.00001	<0.00001
		年平均値	0.00624	0.00629	0.00637
		2%除外値	0.01321	0.01330	0.01344
浮遊 粒子状物質 (mg/m ³)	将来濃度	寄与濃度	0.00002	0.00001	0.00001
		年平均値	0.04155	0.04165	0.04181
		2%除外値	0.10389	0.10411	0.10448

(※) 地点 ●3、●4は、騒音・振動の調査地点を予測地点としました。

廃棄物運搬車両等の運行による予測結果			
項目		地点	●4(※)
二酸化窒素 (ppm)	将来濃度	寄与濃度	0.00022
		年平均値	0.02051
		年間98%値	0.04063
二酸化硫黄 (ppm)	将来濃度	寄与濃度	0.00001
		年平均値	0.00615
		2%除外値	0.01305
浮遊 粒子状物質 (mg/m ³)	将来濃度	寄与濃度	0.00005
		年平均値	0.04132
		2%除外値	0.10336

(※) 地点 ●4は、騒音・振動の調査地点を予測地点としました。

環境の現況

騒音

■ 現地調査結果（自動車騒音）

自動車騒音に関する現地調査結果は次表のとおりで、地点1の臨港道路及び地点2～3の一般国道247号の沿道は昼夜間の時間区分で環境基準値を超えています。地点4では昼間で環境基準値を下回りますが、夜間は環境基準値を超えています。

自動車騒音現地調査結果

調査地点		平日・休日 区分	等価騒音レベル LAeq (dB)		環境基準	
対象路線	地点		昼間	夜間	昼間	夜間
臨港 道路 武豊線	●1	平日1日目	71	66	65dB 以下	60dB 以下
		平日2日目	71	67		
		平日3日目	71	66		
		休日	71	65		
一般 国道 247号	●2	平日1日目	71	67	70dB 以下	65dB 以下
		平日2日目	71	67		
		平日3日目	71	67		
		休日	70	66		
	●3	平日1日目	72	68		
		平日2日目	72	68		
		平日3日目	72	68		
		休日	71	67		
	●4	平日1日目	69	65		
		平日2日目	69	66		
		平日3日目	69	66		
		休日	69	66		

注1:昼間の時間区分は6時～22時、夜間の時間区分は22時～6時を示します。
注2:表中アンダーラインを付した数値は環境基準値を上回っていることを示します。

■ 現地調査結果（環境騒音）

環境騒音に関する現地調査結果は次表のとおりで、昼夜間の時間区分とも環境基準値を下回っています。

環境騒音現地調査結果

調査地点	平日・休日 区分	騒音レベル LAeq (dB)		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
●5	平日	50	48	60dB 以下	50dB 以下
	休日	49	48		

環境保全に関する措置

工事中

- 搬入資材の大部分を占める護岸工事に係る資材は、海上輸送を基本とします。
- 工事箇所や工事が過度に集中しないよう工事工程管理を行います。
- 資材搬入計画の策定にあたっては、短期間に集中しないように留意するとともに施工業者に対して同様の措置を指導します。
- 陸上工事にあたっては、低騒音型機械を使用するよう施工業者を指導します。
- 朝・夕の交通量増加時には、工事用車両等の台数を抑えるよう施工業者を指導します。
- 待機中の機関停止（アイドリングストップ）を行い、空ぶかしを行わないなど、不必要な騒音の発生を抑制するよう施工業者を指導します。
- 規制速度の遵守や急加速の禁止といった環境に配慮した走行をするよう施工業者を指導します。
- 工事用車両等については、騒音の最新規制適合車を使用するよう施工業者を指導します。

環境保全に関する措置

供用時

- 廃棄物運搬車両等の武豊町内の運行経路は、原則として臨港道路とします。
- 埋立・覆土にあたっては、低騒音型機械を使用します。
- 機械棟については、防音対策を施します。
- 待機中の機関停止（アイドリングストップ）を行い、空ぶかしを行わないなど、不必要な騒音の発生を抑制します。
- 運搬業者に対して、待機中の機関停止（アイドリングストップ）や規制速度の遵守、急加速の禁止といった環境に配慮した走行を指導します。
- 廃棄物運搬車両等については、騒音の最新規制適合車を使用するよう指導します。

予測及び評価

工事中

■ 建設機械・作業船の稼働

事業実施区域の敷地境界上（進入道路と既存工場との境界）の最大騒音レベルの予測値は84dBであり、県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）の特定建設作業に係る基準値（85dB）を下回ります。

至近住居における予測値は62dBで等価騒音レベルに換算すると57dBであり、環境基準値（60dB）を下回ります。

左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、騒音に係る環境影響が実行可能な範囲内で回避・低減されていると考えています。

■ 工事用車両等の運行

一般交通量による各地点の騒音レベル69～72dBに対して、工事用車両等を付加した場合の予測値は69～72dBです。現状で環境基準値を下回る地点4は工事中においても環境基準値を下回り、環境基準値を上回る地点1～3では工事用車両等の運行に伴う騒音の増加はわずかであることから、騒音に係る環境基準への適合状況に影響を与えるものではありません。

左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、騒音に係る環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると考えています。



騒音の予測結果（L₅）（建設機械・作業船の稼働）

供用時

■ 埋立・覆土用機械の稼働

事業実施区域の敷地境界上（既存工場東側の護岸）の最大騒音レベルの予測値は66dBであり、県条例の特定建設作業に係る基準値（85dB）を下回ります。

至近住居における等価騒音レベルの予測値は44dBであり、環境騒音を加えると51dBとなり環境基準値（60dB）を下回ります。

左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、騒音に係る環境影響が実行可能な範囲内で回避・低減されていると考えています。

■ 廃棄物運搬車両等の運行

一般交通量による各地点の騒音レベルは地点1、地点4が71dBに対して、廃棄物運搬車両等を付加した場合の予測値は地点1が72dB、地点4が71dBです。

廃棄物運搬車両等による騒音レベルの増加は<1～1dBと予測され、騒音に係る環境基準の適合状況に影響を与えるものではありません。

左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、騒音に係る環境影響が実行可能な範囲内で回避・低減されていると考えています。

■ 浸出液処理施設の稼働

事業実施区域の敷地境界上（既存工場東側の護岸）の最大騒音レベルは41dBと予測され、県条例による特定工場等に係る基準値を下回ります。

至近住居における等価騒音レベルの予測値は、30dB以下であり、環境騒音を加えると50dBとなり、環境基準値（60dB）を下回ります。

左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、騒音に係る環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると考えています。

環境の現況

振動

■ 現地調査結果（道路交通振動）

道路交通振動の調査結果は次表に示すとおりで、すべての地点で要請限度を下回っています。

道路交通振動現地調査結果

調査地点		平日・休日 区分	振動レベル L ₁₀ (dB)		要請限度	
対象路線	地点		昼間	夜間	昼間	夜間
臨港道路 武豊線	●1	平日	45	35	70dB	65dB
		休日	42	32		
一般 国道 247号	●2	平日	45	36	65dB	60dB
		休日	42	34		
	●3	平日	46	36		
		休日	43	36		
	●4	平日	44	35		
		休日	42	35		

注:昼間の時間区分は7時～20時、夜間の時間区分は20時～7時を示します。

悪臭

■ 現地調査結果（環境振動）

環境振動に関する現地調査結果は次表のとおりです。

環境振動現地調査結果

調査地点	平日・休日 区分	振動レベル L ₁₀ (dB)	
		昼間	夜間
●5	平日	36	35
	休日	35	34

予測及び評価

環境保全に関する措置

工事中

○搬入資材の大部分を占める護岸工事に係る資材は、海上輸送を基本とします。

○工事箇所や工事が過度に集中しないよう工事工程管理を行います。

○資材搬入計画の策定にあたっては、短期間に集中しないよう留意するとともに、施工業者に対して同様の措置を指導します。

○陸上工事にあたっては、低振動型機械を使用するよう施工業者を指導します。

○朝・夕の交通量増加時には、工事用車両等の台数を抑えるよう施工業者を指導します。

○待機中の機関停止（アイドリングストップ）を行い、不必要な振動の発生を抑制するよう施工業者を指導します。

○規制速度の遵守や急加速の禁止といった環境に配慮した走行をするよう施工業者を指導します。

環境保全に関する措置

供用時

○廃棄物運搬車両等の武豊町内の運行経路は、原則として臨港道路とします。

○埋立・覆土にあたっては、低振動型機械を使用します。

○機械棟に設置される機器類については、防振対策を施します。

○待機中の機関停止（アイドリングストップ）を行い、不必要な振動発生を抑制します。

○運搬業者に対して、待機中の機関停止（アイドリングストップ）や規制速度の遵守、急加速の禁止といった環境に配慮した走行を指導します。

環境保全に関する措置

供用時

○廃棄物の受入基準を設定して受入管理を徹底します。

○契約にあたっては、搬入される廃棄物の種類、量、発生過程について、あらかじめ聴取し、現地調査を行います。

○搬入ゲート及び場内で搬入される廃棄物の目視調査等を行います。

○廃棄物の展開検査を適正に行います。

○埋立処分場の保有水等の腐敗を防ぐため、水循環装置やトレンチ（浅いせせらぎ）を設置し、適切な維持管理を行います。

工事中

■ 建設機械・作業船の稼働

事業実施区域の敷地境界上（進入道路と既存工場との境界）における最大振動レベルの予測値は72dBであり、県条例の特定建設作業に係る基準値(75dB)を下回ります。

至近住居における振動レベルの予測値は30dB以下であり、これに環境振動36dBを加えた振動は、人の感覚閾値(55dB)を下回ります。

左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、振動に係る環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると考えています。

工事用車両等の運行

一般交通量による各地点の振動レベルの最大値は47～50dBです。それに工事用車両等を付加した場合の予測値の最大値は、47～51dBであり、振動規制法で定める道路交通振動の要請限度(65dB又は70dB)を下回ります。

左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、振動に係る環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると考えています。

供用時

■ 埋立・覆土用機械の稼働

事業実施区域の敷地境界上（既存工場東側の護岸）における最大振動レベルの予測値は54dBであり、県条例の特定建設作業に係る基準値(75dB)を下回ります。

至近住居における振動レベルの予測値は、30dB以下であり、これに環境振動36dBを加えた振動は、人の感覚閾値(55dB)を下回ります。

左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、振動に係る環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると考えています。

廃棄物運搬車両等の運行

一般交通量による各地点の振動レベルの最大値は47dB及び48dBです。廃棄物運搬車両等による振動レベルの増加は<1～2dBと予測され、振動規制法で定める道路交通振動の要請限度(65dB又は70dB)を下回ります。

左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、振動に係る環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると考えています。

浸出液処理施設の稼働

事業実施区域の敷地境界上（既存工場東側の護岸）における最大振動レベルは30dB以下と予測され、県条例による特定工場等に係る基準値を下回ります。

至近住居における振動レベルの予測値は30dB以下であり、これに環境振動36dBを加えた振動は、人の感覚閾値(55dB)を下回ります。

左記の環境保全に関する措置を確実に行うことにより、振動に係る環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると考えています。

環境影響評価の結果

振動の予測結果（L₁₀）（建設機械・作業船の稼働）

14